

義務先行の原理の 現代的展開に関する一考察

岩佐信道

目次

- 一、『道德科学の論文』における義務先行の原理
- 二、『新科学モラロジー及び最高道德の特質』における義務先行の原理
- 三、『モラロジー概説』における義務先行の原理
- 四、義務先行の原理の現代的展開に関する試案
 - (一)「義務の先行」を「権利の獲得」に結びつけることの放棄
 - (二)義務先行の原理の基盤として、相互依存・相互扶助のネットワークの中で生かされているという自覚の強調

広池千九郎が『道德科学の論文』（初版は昭和三年）において、世界の諸聖人の道德系統に一貫する道德原理として提示した最高道德の原理の一つに義務先行の原理がある。この原理は、人間の権利の概念に深いかかわりをもつものであるだけに、社会や時代の変遷とともに、その理論的展開の仕方には大きな変化が見られる。本論考では、『道德科学の論文』において初めて学問的に公にされた義務先行の原理が、『新科学モラロジー及び最高道德の特質』（初版は昭和五年）から『モラロジー概説』（初版は昭和五七年）へと年月の経過とともにどのように

変ほうしたかを簡単に跡づけた上で、現代社会における義務先行の原理の提示の仕方について私見を述べ、大方の批判を仰ぎたい。

一、『道徳科学の論文』における義務先行の原理

広池千九郎は、『道徳科学の論文』の第二版自序文(昭和九年)において、最高道徳の内容はおよそ五箇条となるとして、自我没却の原理、神の原理、義務先行の原理、伝統の原理、人心の開発もしくは救済の原理をあげている。これらの原理は、本文の第一巻、第一四章において詳しく論じられている。中でも、義務先行の原理は、第六項「最高道徳における基礎的観念の第二は人間の人格及び権利発生の原因をもって義務の先行に帰するに在り」において論じられている。この第六項は、次のような節からなっている。

第一節 人格及び権利発生の原理を知悉する必要

第二節 人格及び権利の発生に関する中国法の原理

第三節 人格及び権利発生に関する最近科学の原理

第四節 義務先行説

第五節 義務先行説に基づく権利発生の原理

第六節 神授王権説及び天賦人権説の自然的消滅

第七節 デュギーの社会連帯説及びムツソリーニの義務唯一説

第八節 権利濫用の無謀

第九節 義務先行節の原理より最高道徳の原理の発生を考察す

第一節は、一頁に満たない短い導入の節である。そこでは、「人間の生存・発達及び幸福の基礎はその人格及び権利の程度に応じて定まる」と述べて、人間が幸福を獲得するには、人格及び権利の程度を高める必要があるが、そのためには、人格及び権利の発生の原理を知らなければならぬ、と問題の所在を明らかにしている。

第二節は、人間は生まれながらに権利があるとす西洋の権利説と異なり、中国固有の思想においては、「上は天子より下は庶人に至るまで、その人の人格・権利及びその人の社会階級における位置は、その人の環境のいかんにかかわらず、みなその人のあらゆる固有の素質、その人の現在の精神作用及び行動の結果であるということになっており」、このような思想から、有徳者を尊ぶ思想とその子孫をまで尊ぶ思想が現れてきたことを述べている。

第三節は、短い節で、『道徳科学の論文』の第三章から八章において紹介されている遺伝学、進化論、心理学、人類学、社会学、犯罪学などの成果は、個人の生存及び発達の原理は、中国法の原理と同じく、「個人の生存及び発達の原理は、要するに個人の知識・能力・体力及び道徳的努力のいかにある」ことを示している、と論じている。

第四節は、前二節の論述から、「人間の一切の権利は義務遂行の精神作用及び義務的行動より生ずるものであって、権利は義務の結果であることが明らかになりました」と結論づけている。そしてその補足説明として、ロイスの『忠義の哲学』から「私の権利は道徳上私の忠誠から生じるものである」との引用や、ポールドウィンの『哲学心理学辞書』における義務の説明やスマイルズの『品性論』における義務の説明などを引用している。しかし論調はここで突然、変化し、広池千九郎は、聖人の教説を引き合いに出して一気に結論へと進む。すなわち広池千九郎は、

「聖人の教説及び実行によれば、私どもの生命・財産及び自由は神の所有であります。しかるに私どもはこれを放縱的に使用せる故に、解脱とか贖罪とかの必要が起つたので、ここをもって私どもの一切の権利もしくは幸福は、自ずからその義務を先行するよりほか方法なきことに帰するのであります。……人類の一切の行為は、結局、当該負債償却のためでなければならぬのでありますから、私どもの精神作用及び行為は常に義務先行的でなければならぬのであります。……これが古来東洋にいていうところの「報恩」であります。そこで義務先行説の根本原理は、この人間の報恩的觀念に存するのであって、これに従うて行動することが真に人間を幸福にするゆえんであるのです。」(二四一―二頁)と述べている。さらに、ブリタニカの義務の説明として「この語は、道徳的に責任があると見なされる行為に漠然と適用される」という箇所を引用して、「義務先行説においては、人間の権利発生の原因を道徳もしくは本分を實行せし結果となす」と論じ、さらに「義務は権利に先行すべきものであって、権利を前提として義務を行わねばならぬということではない」と述べている。

第五節は、義務先行説によれば、極めて単純低級な人間の本能的行為は権利の原因とならないこと、人間の権利は、与えられるべきものであって、取るべきものではないことなどが論理的に導かれてくるとしている。

第六節は、以上の義務先行説によって、神授王権説や天賦人權説は自然に消滅したとしている。(第七節から九節までの骨子は略)

以上の論理的展開の中でも、第三節から第四節へ至る過程には、やや論理の飛躍があるように思われる。すなわち、各人の境遇はその人の先天的な素質と、現在までの精神作用と行為の結果であるという諸科学の結論から人間の権利は義務遂行の結果であるという命題を引き出すまでに、そのキー・コンセプトである義務についても少し説得力のある論述が欲しいと思われる。『道徳科学の論文』の記述では、義務に関して、ロイスやスマイルズ、あるいは辞典などの一般的意味の引用以外には、「人類の一切の行為は、結局、当該負債償却のためでなければならぬ」、「義務先行説の根本原理は、この人間の報恩的觀念に存する」などの短い記述があるのみで、義務に関してモラロジの立場からの説得力ある論述はなされていないように思われる。

二、『新科学モラロジ』及び最高道徳の特質』における義務先行の原理

『論文』の初版発行の二年後の昭和五年に発行された『特質』においては、社会の諸問題の根本的解決に対する義務先行の原理の重要性が一層大きく扱われている。たとえば『特質』における義務先行の原理の最初の頁において、

「抑々、近世、世界的に道徳の權威の衰へました原因は、宗教の退化、道徳教育の不振、物質主義の勃興、個人的自由主義に本づく国家統制機関の弛緩、奢侈的商工業並びに娯楽機関の急激なる発達等は其主なるものであります。……最大原因は、精神科学の研究が聖人の教えに反する所の異端の学説に墮落した為であるのであります。……殊に政治学、法学、経済学等に於て単に人間の権利を高潮して其発生の原因を科学的に説明するものが無いので、現代の人々は人間の権利は自然に各人に存するもの、如くに誤解するに至つたのであります。然るに今このモラロジの研究によれば、権利の発生は義務の先行に存する事が科学的に立証されたので、畢竟、道徳の実行が権利発生の原因たる事が明らかに為つたのであります。」(一九九―二〇〇頁)と述べ、さらに「義務先行説の權威」のところでは

「(義務先行説)先づ政治学、法学にては自由、平等、博愛の思想、普通選挙法などの不合理を示し且つ人間の権利発生の原理に関する学説を一掃し尽くして居り、経済学にては現時の産業組織に関するアダム・スミ

ス流及びマルクス流の利己主義本位の学説及び一般の労働運動の原理の不合理なる事を示し、社会学にて社会構成の原理としての人間の本能の弊害を示し、進んで階級制度、世襲制度等の真原理を明にし、倫理学にては因果律の存在を否認する旧説を打破して義務先行の結果を明にするなど、枚挙に遑あらぬ次第であります。……かような次第でありますから、此義務先行説は単なる一つの学説に止まらず、此学説一つの力だけにてモラロジーが一つの新精神科学として存在すべき価値あるので御座ります。」(二二二頁)

次に、義務の意味に関しては、この語 (duty) は負債 (debt) もしくはオブリゲイション (obligation) という意味をもっているとした上で、

「元来この世界は神様や聖人や偉人はもち論一般民衆の努力によりて今日の文明を作りあげたので、我々はその中に生まれてこの文明に育て上げられて今日あるをいたしておるのでありますから、我々はすでにこの点から先人に借財があるのでござります。殊に我々は人間としての正しい心をもって我々の祖先以来の生活を考えて見ましたならば、その精神作用及び行為の上に神の法則はもち論人為の法則に対しても種々の欠点を作っているのでござります。これも一つの大なる借財でありましょう。」(二〇七頁)

と述べ、負債もしくはオブリゲイションの意味をより深くとらえている。この説明は、『道徳科学の論文』における説明よりもわかりやすくなっている。

次に、義務と権利との関係については、義務の先行が権利を生じるとの命題が前面に出され、「個人の義務先行の行為即ち品性の完成は、法律上における人格即ちパーソナリティ (personality) の発生の原因と為り、個人の法律上に於ける人格の完成は個人の法律上に於ける権利即ちライツ (right) を発生させる

原因と為るのでござります。」(二〇四頁)

と説明されている。このように個人の義務先行の行為こそが、法律上の権利を含む個人の権利の発生の原因となるとの見解があるがゆえに、上のように、義務先行の原理が大きな権威をもっているとその社会的重要性を強調できたのである。

三、『モラロジー概説』における義務先行の原理

次に、『概説』は、『論文』や『特質』から大きく時代を隔てた昭和五七年に発行されている。『概説』における義務先行の原理の理論的展開の仕方は、『特質』のそれと大きく異なっている。すなわち『概説』の義務先行の原理を扱った箇所では、まず冒頭で、基本的人權の保障は今日の民主主義社会の大原則であることを確認し、人權思想の流れを振り返った上で、権利と義務は表裏一体の関係にあることを強調している。たとえば「私たちが権利をもっているということは、同時に、他人の権利を尊重する義務を負っているということです。いいかえれば、他人が私たちの権利を尊重する義務を履行しないかぎり、私たちの権利は十分に保障されません」と指摘している。しかし、この表裏一体論は、私は他人の権利を尊重する義務を負い、他人は私の権利を尊重する義務を負う、というその表現が示すように、一種の権利先行論ともいえるべきものであって、広池千九郎が述べた「義務先行の行為が権利の原因となる」という意味での義務先行論とはいえない。

次に、『概説』では、議論を、法律上の権利と義務の関係から、道徳上の義務に移していく。ここで道徳上の義務とは、一般に「良心あるいは道徳法則などによって人間の意志や行為に課せられる拘束」であるとされるが、モラロジーでは、これに人類の生存、発達、安心、平和、幸福を実現する義務などが含まれるとし、それを、神

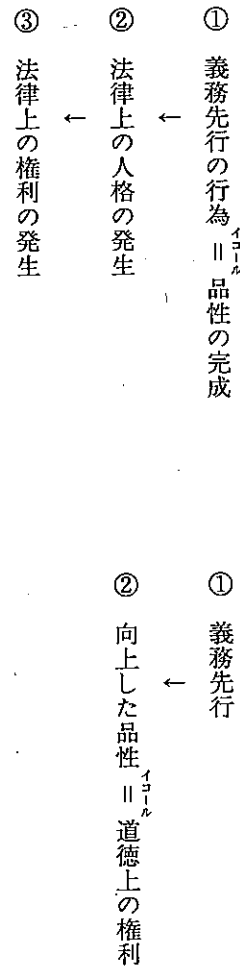
に対する義務、歴史に対する義務、社会に対する義務、自己に対する義務の四つに分けて考えている。

その上で、義務と権利との関係については、「モラロジーでは、このような義務を履行することによって、私たちの品性、人格が向上し、その結果、一人ひとりの実質的な幸福と、人類社会の平和が実現されることを明らかにし、これを義務先行の原理と呼んでいます。そして、この義務先行によって得られる、だからとも侵されることも奪われることもない道徳的価値、すなわち品性を道徳上の権利としています。」(一三二頁)とし、さらに「以上述べた義務先行の原理によれば、義務の質と量と実行期間の長短とが、私たちの品性つまり道徳上の権利および幸福の程度を定める標準となるのです。」(一四〇頁)と述べている。

そこで、この『概説』における義務と権利との関係の説明を、先の『特質』における義務と権利の関係の説明との対比において図式的に示せば、次のような構造になるといえよう。

《『特質』における義務と権利》

《『概説』における義務と権利》



この双方の図式を比べると、「義務」と「権利」という言葉はともに使われているが、両者の関係・構造はかなり異なっている。つまり『概説』における第一段と第二段は、『特質』における第一段の論理にとどまっておらず、『特質』の第二段、第三段の論理はなくなっているのである。言い換えれば、法学博士広池千九郎によって提出された、法律上の権利発生のメカニズムを説明する理論としての義務先行の原理は、『概説』においては実際上放棄されているのである。言い替えれば、『特質』における義務先行の原理は、普通選挙法や労働運動を批判し、階級制度や世襲制度を擁護する理論的根拠とされたのであるが、『概説』における義務先行の原理は、権利と品性を同義とすることによって、その影響の及ぶ範囲をかなり限定してしまったといえるのである。さらにこれは、義務先行の結果としての「権利」の意味の希薄化でもある。すなわち、もし「権利」が「品性」と同義であるとすれば、あえて「権利」の語を持ち出す必要は無いことになり、結局、『概説』における義務先行の原理は、「義務の先行は品性の向上をもたらす」ということを論じているにすぎないことになるからである。

また法律上の権利と義務が表裏一体の関係にあることの説明から、道徳上の義務の重要性とその分類へ至る論理的脈絡があいまいである。言い替えれば、権利と義務の表裏一体関係の説明は、それ自体重要であるとしても、義務先行の原理を説明するものではない。したがって、実質的に、義務先行の原理の説明は、道徳上の義務を論じた部分から始まるといえるのであるが、道徳上の義務の一般的意味を述べ、次に義務の重要性に言及し、さらに道徳上の義務の分類へと進むその論理展開は、いささか唐突の感がある。現代に生きる私たちにあって、なぜ義務という概念が必要となるのか、特に、法律上の義務でなく道徳上の義務がどのような意味をもっているか、なぜ義務を先行しなければならないかを、かなり順を追って説明することが必要と思われる。そのような地ならしをしないで、道徳的義務の重要性とその分類を提示するやり方は、一般の読者に、義務の押し付けとの印象を

与えかねないかもしれないと思われる。ここに、義務先行の原理の現代的展開の課題が横たわっているように思われるのである。

四、義務先行の原理の現代的展開に関する試案

すでに、『特質』と『概要』における義務と権利の関係の図式的説明において示したように、義務先行の原理の理論的構造は、約半世紀の間に大きな変ぼうをとげたといえる。義務先行の原理の現代的展開を考えることは、この『特質』から『概説』への変ぼうをどのように評価するかということにかかわると考えられる。以下の論述は、一面で、『概説』への変ぼうを必然的なものとして認めるとともに、他面で、道徳上の義務の概念に関して、現代的な基礎付けを試みようとするものである。

(一) 「義務の先行」を「権利の獲得」に結びつけることの放棄

『論文』や『特質』においては、義務の先行が法律上の権利の獲得の原因であることを明言しているが、『概説』では、義務の先行は、各人の品性を向上させ、それはその人の道徳上の権利となる、と付言するにとどめている。この「義務先行」と「権利の獲得」との関係を考察するにあたり次のような問題を提起したい。それは、本来の義務先行の原理においては、果たして、法律上の権利発生のメカニズムの説明や、道徳上の権利の獲得のメカニズムの説明が重要であるかどうか、という問題である。

この点に関して、本稿における仮説は、『論文』における「権利発生の原因を知悉する必要」といった表現や、『特質』における上に引用したような表現にもかかわらず、義務先行の原理の第一義的意味は、権利の発生の原因の説明にあるのではなく、人間が義務を負った存在であることの説明にある、ということである。この見解を裏づける広池千九郎の文章は、『論文』の随所に見られる。たとえば、第一四章第六項第四節の引用文中には、「(義務とは)文字どおりにいえば負債」、「持続する義務感こそは、品性の極致である」といった表現があり、また「人類の一切の行為は、結局、当該負債却のためでなければならぬであります」、「義務は権利に先行すべきものであって、権利を前提として義務を行なわねばならぬということではない」などの言葉は、そのことを明確に物語っている。

これらの言葉は、義務先行説が、「義務を実行すれば権利が得られる」ということではなく、「権利の獲得など忘れて、まず義務を行なえ」ということを教えていると示唆している。仮に、前者の「義務を実行すれば権利が得られる」という命題が重要であるとしても、これは事実関係を述べた命題であり、そこから引き出される規範性をもった最高道徳の命題は、「まず自己の義務を行え」という命題である。勿論、その他に、「義務先行者の権利を尊重せよ」という命題や、「義務を先行していないものは権利を要求すべからず」という命題を引き出すことも可能である。(前者の命題は、『論文』や『特質』における世襲制度の擁護につながり、後者の命題は、労働運動の批判につながるものであろう。)しかしこれらは、道徳行為の主体としての個人にとって、派生的な命題と考えられる。

さらに、「義務を実行すれば権利が得られる」という命題は、義務の観念に基づいて道徳を行った結果がいかに偉大であるかということ、第三者の立場から説明したものであって、義務先行の効果の説明は、義務先行という概念そのものの説明ではないのである。しかも「義務を実行すれば権利が得られる」という命題は、多くの場合、「義務」は「道徳」と、「権利」は「幸福」と同義的に用いられており、このような広い意味での因果関係の

説明は、因果律の原理と何ら変わるところがなくするのである。義務先行説のポイントは、「権利の獲得など忘れて、まず義務を行え」という命題にあり、しかも、その義務の觀念の最高道德的解明にある、ということにならざるをえない。広池千九郎が、義務先行を権利の獲得と結びつけ、結果の偉大性を強調したのは、権利の主張がゆきすぎ、社会秩序が脅かされることに對する一つの防衛手段として提出されたものと考えられることもできるであろう。

(二) 義務先行の原理の基盤として、相互依存・相互扶助のネットワークの中で生かされているという自覚の強調
 そこで義務先行説において重要なことは、義務の意味を最高道德の立場から明確に提示し、人間はなぜすべての行為を義務としてとらえる必要があるのか、ということ論じることにあると考えられる。従来、義務の概念の最高道德の立場からの解明に用いられたのは、贖罪の觀念と報恩の觀念である。前者の例としては、「人間は神の所有である生命、財産及び自由を放縱的に使用したために解脱や贖罪の必要性が生じた」という考え方であり、後者は、「義務先行説の根本原理は、神と他人との恩恵に対する感謝の念とともに具体的に返報をするという意味での報恩的觀念に存する」という考え方である。前者の贖罪の觀念は、特定の人間観を前提とするものであり、最高道德の実行者には深い意味があるとしても、一般の人には抵抗が大きすぎるであろう。したがって、義務の觀念の最高道德的説明において重点を置くべきは、後者の報恩的觀念であり、義務先行説の現代的展開においては、人間は他から恩恵を受けて存在しているというとらえ方を基本にすることが重要と考えられる。

そこで、このような人間存在のとらえ方をどのように基礎づけるかということが大きな課題になるのであるが、この段階では、「伝統の感恩」といったものよりも、もっと一般的な恩恵の自覚が可能となるような展開が必要で

あろう。そして、まさにここにおいて、相互扶助の中で生かされているという事実が重要性をもつてくるのである。『論文』の第二版自序文冒頭に明言されているように、最高道德では、人間は、宇宙の現象の一つとして、宇宙自然の法則、即ち天地の公道に従って生きなければならない、ととらえられている。そして、この宇宙自然の法則とは、宇宙の組織されている原理であり、万有が相互扶助の原理によって、調和的に存在していることなのである。従って、人間が宇宙自然の法則すなわち天地の公道に従うとは、このことを物質的だけでなく精神的に実現することであるとされている。つまり人間は、一人ひとり孤立した存在としてでなく、他の個人や集団とのつながりにおいて、また社会や自然の中において調和的に生かされている存在としてとらえられているのである。ここで、この相互依存・相互扶助ということを少し詳しく述べてみよう。人間は、この世の中を一人で生きていくことはできない。すべての人間は、必ずさまざまな人々との相互依存もしくは相互扶助的關係の中で、支えられて生きていくことができる。たとえば、私たちの誕生それ自体が、父親と母親の心理的、肉体的結合によるものであり、また父と母の遺伝子には、それ以前の世代の無数の遺伝子が受け継がれている。また、人間の赤ちゃんは、他の動物と異なり、長い間全く無力な存在として、その生存を親や周囲の大人の世話に全面的に依存している。

私たちの他者への依存は、まさに誕生の瞬間から始まる。たとえば母親から生まれた赤ちゃんをまずとりあげるのは、医師や看護婦さんである。その後も、定期的検診や予防注射などを実施してくれる保健所や医者との存在なしには、赤ちゃんの健康は保証されない。以前は不治の病として恐れられていた病気が、今日では、抗生物質やワクチン注射を受けることにより、あるいは手術によって簡単に治るようになった。これは、医学に携わる人々が、多くの先人の苦勞の上に新しい研究を蓄積することによって可能となったものである。

知的成長という面でも、子供の行動は、本能や試行錯誤のみに基づくことは少なく、先人の経験の蓄積である言葉やさまざまな慣習によって意図的、無意図的に方向づけられる。一人の子供が接する大人の数は限られているとしても、その大人たちは、その属する社会が歴史的に蓄積してきた文化を代表しているのであって、子供はその意味で、過去および現代の無数の人々の経験や知恵を吸収しながら成長することになる。中でも学校は、その先人の知識や経験の最も組織的、秩序的な伝達の間場といえるであろう。

さらに、私たちが当然のこととみなしているさまざまな生活上の便宜、たとえば衣食住を初め、電気、水道、交通、通信などのさまざまな施設や手段も、さまざまな先人の努力の上に現代の人々の努力が積み重ねられた結果として、享受できるのである。私たちは、このような恩恵に浸りきった生活をしているために、何らかの理由で、そのようなサービスが停止するまでは、そのありがたさを意識することさえない。しかし、考えてみれば、このような快適な生活は、私たちが直接会うことも、話すこともない多くの人々の働きがあつて初めて可能となっていることを否定できない。その意味で、意識しようと、しまいと、私たちは、極めて多くの人々との相互依存関係の中で生活しているということになる。交通、通信、流通の手段が発達すればするほど、私たちは、地球上のますます多くの人々と相互依存の度を深めているといえる。個人の自由といい、自立といっても、それは、さまざまな恩人やこのような多くの人々の恩恵を享受できることを前提にしての事であり、その意味で極めて限られた範囲でのことといわざるをえない。

さらに、この相互依存関係は、決して人間と人間の間だけに限られたものではない。私たち人類は、他の動物や植物とも相互依存の関係にある。私たちの吸う空気の中の酸素は、炭酸同化作用を行う植物によって供給され、毎日の食物もまた多くは大自然が供給してくれている。生態学的な研究が進むとともに、人間の生存もまた微妙

な自然界のバランスの上に可能となっていることが次第に理解されてきている。特に最近では、熱帯雨林の伐採や化石燃料の燃焼による地球の温暖化、フロンガスの放出によるオゾン層の破壊などの問題がクローズアップされ、むしろ人間は、自然の中に生まれ、生かされているという認識の重要性が指摘されている。人間の自分勝手な行動やこつ慢な態度は反省を求められ、大自然の前における人間の謙虚な態度、大自然の一部として、人間の謙虚で調和的な態度が今日ほど必要とされた時代はなかったことであろう。

こうして、相互依存と相互扶助のネットワークの中で支えられて生きている人間の本来的な生き方は、この宇宙の構成員として、すなわち、大小さまざまな社会及び自然界の一員として、他の存在によって生かされていることを感謝しつつ、全体の調和的發展を願い、自己の立場に応じた貢献をすることにあるということができるのである。そしてこのような人間存在の受けとめ方は、環境問題が深刻となり、地球上のすべての存在の相互依存関係への認識が深まりつつある今日、極めて現代的な意義をもっているといえるのである。

しかしこのような考え方は決して目新しいものではなく、『論文』の随所に示されている。たとえば、第一章第三項には、

「人間の精神を最高道德的に改むるという事は、その道德実行の動機及び目的を神の慈悲心に一致させ、次に自己の道德実行の結果を神に捧ぐる意味であるのです。即ち詳にいえば、自己の努力を或る人のため、ある団体のため、若くは国家のために捧ぐるのではなく、自己が自己の住んで居る宇宙を形成する所の宇宙の一つの成員として、宇宙の万物生育の事業を助くるためであるという精神作用を以て一切の事に当たるのであります。」(八冊目二〇頁)

とある。さらに同第九項「伝統の原理」を基礎づけているのも、このような万物を生成化育する宇宙の一員とし

ての自覚である。

このような指摘を通じて私たちがまず気づくことは、自己が生まれてこの方、必ずしもこのような宇宙の働きに心づかず、自分中心の心づかいで万事を処してきたという事実である。言い換えれば、宇宙の万物生成化育の働きを我が身に享受するばかりで、精神的にこの働きを自覚し、自らその働きの一翼を担おうとして行動したことはなかったという事実を悟ることになるのである。ここに至って、第六項第四節の、「人類の一切の行為は、結局当該負債償却のためでなければならぬ」ということが十分な意味をもって理解され、ポールドウィンの「義務とは文字通りにいうならば負債である」という定義や、スマイルズの「義務とは支払うべきところのもの」という説明が最高道徳的人間のとらえ方において、極めて重要な意味をもつてくるのである。

要するに、宇宙の一員として、万物を生成化育する働きの恩恵を享受するだけで、自らはいまだその働きに意識的に参画していないという自覚は、一方でその恩恵に感謝しなければならぬということに思い至るとともに、恩恵をただ受けとるだけでなく、自らその働きの一翼を担うことによって、その借りを返済しなければならぬと自覚することになるのである。そこで「私共の精神作用及び行為は常に義務先行的でなければならぬのであります」ということと「義務先行説の根本原理はこの人間の報恩的觀念に存するのであつて……」ということとが、深く納得できるのである。

こうして、相互依存・相互扶助のネットワークの中にあつて、恩恵を一方的に享受するばかりであつた私たちには、生成化育の働きの一翼を担う「義務」があるのである。たとえ私たちが、何か人のために行動することがあるとしても、それは決して「人のためにしてあげている」のではなく、この相互扶助のネットワークの中に生きる一員として、「自分の分もしくは責任を果たす機会を与えられた」と感謝して受け止めることが、事実在即し

た正しい受け止め方ということになるのである。「義務先行の原理」は、このように自分のすべての行為を「義務」ととらえて、喜んで道徳が実行できるような人間の生き方の根底を説明する原理と考えられる。

そこで、かりに義務先行の結果に言及するとしても、それは、すべての行為を義務と考えて、最善を尽くす努力を続けることによって、比喩的に言えば、負債償却が進み、宇宙の一員として、道徳的に独立自由の人格を獲得することができる、という程度の言い方にとどめる方が適切なのであつて、法律上の権利獲得に言及することは、現実的、具体的なところに入りすぎていると考えられる。勿論、たとえばある種の著作活動に基づいて著作権が得られるということは事実であるが、このようなことは極めて一般的な事柄であり、最高道徳における義務先行の原理として論じるまでもないことである。また広池千九郎によってなされたような社会におけるさまざまな権利の問題に対する義務先行の原理からの言及は、義務先行説の本質的な問題というより、社会事象への応用の問題、もしくは義務先行の原理から社会を見たときの派生的な問題とすべき性質のものと考えることができ。したがって、このような問題は、その時代状況や問題の性質を考慮して個別的に考察されるべき問題である。最高道徳の義務先行の原理に固有の問題としてではなく、義務先行説に立つた純粹の法律論として、精緻な理論を構築していくことは十分意味のあることであらう。

以上のような相互依存、相互扶助の事実を前面に出した義務先行の原理の具体的な文章化のポイントとして、イ、最高道徳における義務の概念を、相互依存、相互扶助の中で生かされているという考えを基盤にした詳しい説明を試み、義務先行の意味と必要性を強調する。

ロ、罪の解脱という深刻な問題にはふれない。

ハ、義務の先行が権利の獲得につながるという命題は、最小限にとどめる。

といったことが考えられる。そして、ここでは、スペースの関係で、その内容として試案的に考えていることの項目をあげるのみにとどめる。

- ① 人間の相互依存関係
- ② 相互依存の受け止め方
- ③ 恩恵を受ける側から与える側へ
- ④ 宇宙に一員としての義務
- ⑤ 義務の先行——真の独立自由の人格の実現
- ⑥ 義務先行の質と量の問題